

○司会 それでは、本日のヒアリングを始めさせていただきたいと存じます。

最初は、東京都下水道工事業者協会の皆様でございます。

（東京都下水道工事業者協会 入室）

○司会 おはようございます。お待たせいたしました。

それでは、要望書の手交のほうお願いいたします。

（要望書手交）

○司会 どうぞこちらのほうご着席ください。

改めまして、おはようございます。お待たせいたしました。

それでは、頂きましたご要望書につきましては、私ども、タブレットのほう拝見させていただきながら進めさせていただきたいと存じます。

それでは、冒頭、知事から一言お願いいたします。

○小池知事 おはようございます。お待たせいたしました。今日も武井会長をはじめとする皆様方、都庁にお迎えできて大変うれしく思います。

現場のお声を伺うということと、それからこれからも中長期的なビジョンなども描く中で、インフラの最たる部分であります下水道工事業者協会の皆様方から昨今の流れや、また、激甚化する災害などについても関係もあるかと思っておりますので、そういったことについて伺わせていただきます。下水道事業のPR活動と小学生の皆さんに普及啓発などをしていただいているということでございます。ウィズコロナ、そしてポストコロナ、そういう中で、ウイルスを前もって察知できるかどうかとか、いろんな先進的なトライアルもあるようでございます。そういった点も含めてお話いただければと思います。よろしく願いいたします。

○司会 よろしく願いいたします。

それでは、要望等をお話いただけますでしょうか。

○東京都下水道工事業者協会（武井会長） 下専協の武井でございます。本日はこうした席にお呼びいただきましてありがとうございます。

まずもって、私どもの下水道事業がこの厳しいコロナ禍にあって何とか維持できて、そして仕事量が確保させていただけているのも、東京都の大変なご尽力のたまものというふうに感謝を申し上げます。

今お問ひかけのウィズコロナでございますが、私どもはコロナ禍にありまして、工事業者として取れる多くの対策は取っております。例えば手洗い、マスクの着用の励行、できる限りのソーシャルディスタンスの確保は当然実施をいたしております。我々の業務が現場を中心に行われていることから、多くの現場対応ということが強いられてまいります。そこには一定の回避し難い感染リスクというものが存在するのも事実でございます。そうした中でも、現場の従事者はまさしくソーシャルワーカーとしての自覚と自負を持って、懸命に努力をしてくれております。このことはぜひご理解をいただきたいと思います。

なら、そこに今ある危機にどう取り組むべきか、できることはないのかを検討していき

たいというふうに考えています。オンライン利用によるペーパーレス化を進めること、併せて提出書類を削減し、工事写真の簡素化を図る、こういったことによって直接対面による多くの感染リスクというものを回避できるのではないかとこのように考えております。これからこのことについても、後々、ご当局にもご要請をさせていただきたいというふうに考えております。

ポストコロナにおきましては、我々業者にとって最も重要な課題の一つになるであろうというのは働き方改革でございます。その実現は業者の合理化のみによってなるものではございません。発注者である都の絶大なるご協力がなくては成就いたしません。そのことをぜひご理解をいただき、その具体的な例としてはやはり現場の仕事量を減らしていただくということに、何とか工夫をしていただきたいというお願いでございます。これは、官民合わせての努力ということになるかと思いますが、このことなくしては近い将来に来るであろう働き方改革の成就是なかなか得ないというふうに考えておりますので、これからもご協力をぜひ賜りたいというふうに思います。以上でございます。

○司会 ありがとうございます。

要望等についても、今の点でよろしゅうございますでしょうか。

○東京都下水道工事業者協会（武井会長） 要望書のほうが別にしたためて、ご提出させていただいている内容でございますので、それについてもちょっと私どもの幹事長から。

○司会 じゃあ、よろしく願いいたします。

○東京都下水道工事業者協会（山田幹事長） それでは、要望書のほうを読み上げさせていただきます。

平素より当協会の運営に当たりましては、格別のご指導を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、昨今の新型コロナウイルス対策について、迅速かつ的確なご対応、苦境にある中小企業に対する諸対策等を改めて感謝申し上げます。

当協会は、1970年3月の設立以来、長期にわたる下水道工事並びに作業の専門家として、技術の開発、技能の研さんに努め、下水道局の実施する都民サービスの維持向上に寄与すべく活動を続けてまいりました。

2009年には、一般社団法人化し、都民の下水道事業へのご理解とご協力を得るため、下水道局との協力体制の下、下水道PRへの様々な取組をはじめとし、より積極的に具体的な活動を行っております。

数年にわたり工事・作業現場近隣へのPR紙裏面活用、現場で撮影した写真掲載のカレンダー配付、下水道展等、イベントへの協力を行ってきました。また、下水道の役割、大切さと工事・作業の必要性、重要性を伝える小学校などへの出前授業も引き続き開催してまいりました。今後も、継続して下水道PRの活動を行っていきたいと考えております。

一方、都民に対する責務である下水道事業の誠実な遂行と品質確保を命題に、こうした不断の活動を維持充実させるためには、中小事業者の抱える諸課題、特に現状の技術者・労働者不足、働き方改革への対応、ウィズコロナ・ポストコロナ対策等、経営を脅かす深

刻な状況の改善を図らなければなりません。

つきましては、協会員一同、さらなる経営努力を重ねることは当然のことではありますが、引き続き、良好な都民サービスの提供が継続できますよう、別紙事項につきまして特段のご高配をいただきますようお願い申し上げます。

1、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に伴う工事調整について。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が新型コロナウイルス感染症の影響で1年延期になりましたが、大会開催に伴う工事調整などについては引き続き早めの情報提供をお願いいたします。また、大会期間中でも施工可能な地域や期間などを適切に設定していただきますよう要望いたします。

2、下水道維持管理に関わる予算及び発注量の確保について。下水道は都民の快適な生活を支える都市インフラであり、下水道施設に不具合が発生した場合には都民が不利益を被ることになるため、下水道施設の維持管理は必要不可欠です。一方、新型コロナウイルス感染症による経済の大混迷の中、会員からは来年度の工事量に対する不安の声も多数上がっております。コロナ禍の影響を受けることのないようにしていただくとともに、引き続き維持管理に関わる予算及び発注量を確保していただきますよう要望いたします。

3、現場の環境整備や新型コロナウイルス感染症対策について。現場で働く作業員の高齢化が進む一方で、若手人材の確保が困難な状況です。誰もが働きやすい職場となるよう、週休2日制の導入や労働時間の短縮など働き方改革へのご理解を一層進めていただくとともに、新型コロナウイルス感染症対策を進めるなど、現場の作業環境改善に向けた取組を推進していただきますよう要望いたします。以上です。

○司会 ありがとうございます。

それでは、知事のほうからコメントをお願いいたします。

○小池知事 冒頭、会長のほうから全体のお話を伺い、また、具体的なご要望いただきました。

具体的なご要望について、まず、私のほうから、来年のオリンピック・パラリンピックを何としてでも開催する。そのためにも現在のコロナ対策、引き続きご協力をよろしくお願いをいたします。

そこで関連しての工事調整でありますけれども、来年度も大会時の混雑緩和の関係での工事調整について、来年度も実施を予定いたしております。今後、会場周辺の交通規制など、詳細が決まり次第、工事の実施可能な地域、期間含めまして、工事調整の内容について迅速に情報を提供させていただきますので、ご協力お願いをいたします。

それから、3番目にありました現場の環境整備と新型コロナ対策であります。働き方改革の推進というのは、皆様方の業界にとっても担い手の確保という観点から大切なことだと思います。週休2日工事を都は各局で今、推進をしているところでございます。また、コロナ対策として、東京都における公共工事の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のガイドラインを策定いたしております、それに係る費用、工事費の中で適切に見積もる

など、安心して働ける現場作業環境の確保に努めているところでございます。これも皆様方の声を聞きながら、現場の作業環境改善に向けました取組を進めていきたいと考えています。

私のほうから以上です。

○司会 ありがとうございます。

2点目につきまして、下水道局長からお願いいたします。

○下水道局長 それでは、2点目について申し上げます。

今年は特にコロナにも負けず、それから夏の暑さにも負けず、当局の工事の施工に当たりまして、着実に施工していただきまして本当にありがとうございました。激甚化する気候変動に対応するためにも、皆さんの協力は欠かせないというふうに思っております。

また、今後とも工事発注時期の平準化を図りまして、令和3年度におきましても、維持管理に必要な予算、それから発注の確保に努めてまいります。よろしくをお願いいたします。

○司会 ありがとうございました。

本日は、お忙しいところ、都庁までお越しいただきまして誠にありがとうございました。今後ともどうぞよろしくをお願いいたします。

（東京都下水道工事業者協会 退室）

○司会 ありがとうございました。

続きまして、東京都管工事工業協同組合の皆様、まず、手交のほうからお願いいたします。

（東京都管工事工業協同組合 入室）

（要望書手交）

○司会 おはようございます。それでは、どうぞご着席ください。

それでは、ヒアリング、意見交換を始めさせていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

頂きましたご要望書につきましては、タブレットを拝見させていただきながら進めさせていただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、冒頭、知事から一言お願いいたします。

○小池知事 おはようございます。本日、こうやって、もう12月ですから、このヒアリングの季節でもございます。よろしくお願いいたします。直接現場のお声を伺わせていただきたいと思います。

水道ですから365日24時間ということで、漏水対策など励んでいただいていること、感謝申し上げます。

また、皆様方におかれましては、中小企業の制度融資の関係でテレワーク助成金の活用を会員企業の皆さんにも周知していただいているなど、日頃の都政に対しまして、また、皆様方がより働きやすい環境づくり、共に進めていることに感謝を申し上げたいと思います。

そして、また、最近の集中豪雨など、本当に突然けたたましい雨が降るということでございまして、組合の皆さんには災害時の復旧に係る協定を締結していただいて、いざといったときに。それらの活動していただいております。上下水道の安定的な運営に向けまして、世界に誇る東京の水を支えるという意味で、皆さんと共にしっかり取り組んでいきたいと考えております。

とはいえ、コロナの時代、ウィズコロナであります。そして、毎日このような状況が続きながらもポストコロナも見据えていく、そういった点、現場のお声をお聞かせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○司会 それでは、ウィズコロナの対応ですとかご要望書の内容につきましてお願いできますでしょうか。

○東京都管工事工業協同組合（宮城専務理事） 専務理事の宮城でございます。

それでは、簡単に説明をさせていただきます。

ウィズコロナにつきましては、オンライン会議、それからテレワークの推進、時差通勤と実際に実施してるところでございます。このほかに手続の電子化、それからペーパーレス化の推進、それから手作業で行ってる業務の自動化、リアルタイム情報の共有化と、取組テーマも多いと考えておりますが、何分、PC環境の整備、あるいはデータの電子化、何よりも人材の確保、それから費用負担等の課題もございますので、これも取り組んでいきたいと考えております。

ポストコロナにつきましては、新型コロナウイルスの感染症というのは、社会経済活動全般にまさにパラダイムの転換というべき変化をもたらせております。感染症対策はもとより、業務の効率化、それから働き方改革の推進等からDXをはじめとするデジタルツールの活用は必至と思われれます。私どもといたしましても、現在、各局で準備を進めております電子申請の拡大や新規の導入、あるいは遠隔施工管理、この試行等への対応に努めるとともに、デジタル活用の底上げの必要性に関する認識を共有しつつ、組合員個々の課題解決に取り組んでまいりたいと考えてます。

なお、システムの構築に当たりましては、現場の意見も聞きつつ、受発者双方にメリットがあるような制度設計をお願いできればと思いますので、よろしくどうぞお願いをいたします。

○司会 ありがとうございます。

それでは、要望書の内容につきましてはお願いできますでしょうか。

○東京都管工事工業協同組合（宮崎理事長） 東京都管工事工業協同組合の理事長の宮崎でございます。

本日は、私どもの要望について聴取していただく場を設けていただき、誠に感謝しております。昨年に引き続き、東京都の令和3年度予算に関わる要望書を提出いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○東京都管工事工業協同組合（五十嵐副理事長） それでは、団体の概要をご説明させて

いただきます。私、副理事長の五十嵐でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

当組合は、昭和24年、東京23区内の管工事業を営む小規模事業者を中心に発足いたしました。現在、組合員数は1,040社でございます。組合員の多くが水道局及び下水道局の指定事業者として両事業の最前線で日々業務に取り組んでいるところでございます。特に災害時の対応については水道局並びに下水道局と協定を締結しており、両局にとりまして不可欠な存在であると自負しております。ただ、組合員は中小零細事業者が多く、いまだ財政的に脆弱で、経営に不安を抱えているところが現状でございます。

つきましては、令和3年度予算につきまして、次の2点を要望させていただきたいと思っております。

第1に、東京都の業務推進に係る組合組織の活用であります。東京都は、東京の産業の基盤を支える中小企業の活性化に取り組んでおり、下水道局においては、浸水対策や震災対策など取り組むべき課題が多岐にわたる中、民間事業者との連携を一層強化して事業を運営していくと承っております。つきましては、災害時における排水設備の復旧やなんでも相談所に対する協力体制を整え、管公需適格組合でもある当組合をこれら区部下水道事業の課題解決のために積極活用されることを要望いたします。

第2に、工事予算の確保であります。昨年は東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会期間中の交通混雑緩和に向けた取組による都発注工事の減少が懸念されましたが、来年度はこれに大会の1年延期に伴う経費増等の要因が加わり、さらに減少することが懸念されております。世界一の都市を目指す東京のインフラ整備が滞ることのないよう、令和3年度の工事予算は減額することなく確保されることを重ねて強くお願いを申し上げます。よろしくどうぞお願いいたします。

○司会 ありがとうございます。

それでは、まず、知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 予算でございます。オリパラ、来年に控えておりまして、交通交雑緩和の取組について、工事関係の日程など、ご協力、まず、お願いをしたいということが1点。

それから水道管の耐震化、耐震対策としての継ぎ手管の取替えなど、これ、災害に関わることでございますので、来年度予定している水道工事というのは同規模の工事量を予定いたしております。都財政が、大変厳しくなるとは思いますけれども、いろいろそこはご協力をお願いしつつ、工事発注時期については調整をしながら計画的に進めていくということでございます。

私からは以上です。

○司会 ありがとうございます。

それでは、下水道局長、ございますでしょうか。お願いします。

○下水道局長 今後とも一層の上下水道サービスの向上のためには、皆様との連携を深めて、意見交換等を密に行ってまいりたいと思っております。

また、特に先週から試行を始めてます排水設備計画書の届出をオンライン化いたしました

た。組合の企業の方にも参画いただいております、本当にありがとうございます。取りあえず6社でスタートしておりますけれども、いろいろやっていく中で順次見直して、皆様のやりやすい形で本格施行したいと思っていますので、ぜひともご協力よろしくお願います。ありがとうございます。

○司会 ありがとうございます。

それでは、水道局長からお願いいたします。

○水道局長 水道事業に関しましては、平時にご協力いただいているのはもとより、危機管理の観点からも被災地支援に関する協定を締結していただいております誠ありがとうございます。

工事予算の確保につきましては、来年度も予定している水道工事について計画的に着実に進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

○司会 ありがとうございます。

何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本日は、お忙しいところ、わざわざ都庁までお越しいただきまして誠にありがとうございました。今後ともよろしくお願いたします。

（東京都管工事工業協同組合 退室）

○司会 どうもありがとうございました。

続きまして、東京都鍍金工業組合の皆様、よろしくお願いたします。

（東京都鍍金工業組合 入室）

（要望書手交）

○司会 それでは、どうぞご着席ください。

それでは、これよりヒアリングと意見交換始めさせていただきたいと存じます。

今、頂きましたご要望書につきましては、私ども、タブレットのほうを拝見させていただきながら進めさせていただきたいと存じます。

それでは、冒頭、知事から一言お願いたします。

○小池知事 今日から12月で、師走でございます。苅宿理事長ほか工業組合の皆様方には、わざわざ都庁のほうお越しいただきありがとうございます。政策立案、予算編成ということで、これでもう5回目のヒアリングになります。

メッキ技術というのは自動車、電子機器などの機械類から本当、ありとあらゆるところまで広がっているということをよく理事長からこんこんと聞かされておまして、非常に重要な産業と認識をしているところでございます。

一方で、コロナ禍が様々な影響を与えていることかと思ひますし、それから中小企業の皆さんが集積している東京でございます。様々、物づくりの中核技術を担っていただく中で、様々な産業の変化であったり、米中関係であったり、いろんな影響を受けておられるかと思ひます。人材不足、経営者の高齢化などなど、様々な中小零細企業を抱える全てをもって対策を講じておられるところかと思ひます。

そこで、足元から支える皆さんのご意見を賜りながら、都がなすべき政策、施策を考えていきたいと、このように思います。特にコロナに関連してでも、今日は現場のお声を聞かせていただければと存じます。よろしく願いいたします。

○司会 それでは、現在のウィズコロナの取組ですとか今回の要望書の重点項目等、お聞かせいただけますでしょうか。よろしく願いいたします。

○東京都鍍金工業組合（荻宿理事長） まず、一言ご挨拶で。皆さん、こんにちは。日頃より当組合にご支援を賜っておりますことに心より感謝を申し上げます。

また、このようなコロナウイルス感染拡大の折、予算要望のご対応に誠にありがとうございます。重ねて感謝を申し上げます。

予算要望ということで、時間が今日ないということなんですね、うちのほうの西河専務よりご説明を申し上げますので、ひとつよろしく願いいたします。

○東京都鍍金工業組合（西河専務理事） それでは、説明させていただきます。

1 ページ目を見ていただきますと、下段のほうに、要望分野として5つ掲げてございます。1番から5番までありますが、1番から4番までは昨年も同様な項目として上げさせていただきました、もちろん中身は変えております。それから、5番に、今回の人材の育成・強化ということで、コロナ禍の中で、私どもの職業訓練について述べております。

では、個々に説明させていただきます。

2 ページ目を見ていただきます。まず、1番でございます。生産性向上のための設備更新に係る資金の助成についてということでございます。私どものいろいろな生産性向上、競争力強化に伴う、そういった設備機械の導入について助成制度をいただいております。私ども、毎年、組合員290ほどですけども、2社か3社ぐらい採択いただいております。ぜひともこれをもうちょっと多数の組合員に採択できるように、これの予算規模を拡大していただきたいということです。

もう一つ、あわせまして、実はこの助成制度につきましては、産業労働局さんなんですけども、基本的には生産性向上に向けたものが対象ですよということなんですけど、私ども、こういう設備を更新しても、必ず排水設備を伴うんです。それをしなければならぬ。ところが、それはこの助成対象ではないんですという、基本的にはそういうふうになってるんですね。ところが、私ども、どうしても一体的整備不可分なものでございますので、ぜひともその部分についても助成対象をお願いしたいというのがこの1番でございます。

次に、2番に参ります。水道料金・下水道料金の減額措置についてということです。私ども、節水に努めておりますけども、水道料金・下水道料金、私ども経営の中に非常に大きな要素を占めております。現行、水道料金につきましては1か月当たり150立米を超えるものに対して10%、下水道につきましては100立米を超える排水に対して20%の減額をいただいております。非常に厳しい経営の中でございますので、ぜひともこの減額措置の拡大ですね、10%と言わずに例えば20%に上げていただくとか、そういうことをぜひお願いしたいということでございます。



もう一つ、あわせまして、今、申し上げましたように、この減額措置が例えば使用水量が150立米を超えるもの、部分について10%なんですね。ということは、ここで述べておりますけども、私ども291組合員の中で、月間、これは毎月上がり下がりあるんですけども、150立米を超えるような規模の組合は三十数%なんですよ。ということは、逆に言いますと、六十何%の組合員はこれの減額措置を受けていないという状況がございます。ですから、ぜひとも下限を設けなくて、ゼロから減額措置の対象で計算をしていただきたいというのがこの2番でございます。

続きまして、3番に参ります。亜鉛に係る暫定排水基準の再延長についてということでございますが、ホウ素、フッ素につきましては令和4年6月まで暫定基準の期間が延長されました。亜鉛につきましては来年の12月に期限を迎えます。これは、国の環境省で定められておまして、基本的には一律基準なんですけど、これを現在、排水技術というのは確立しておらない関係でなかなかクリアが難しいので、暫定という形で設けられてるんですね。一番最後のページ、後で見させていただきますと、その暫定基準の推移表がございます。ぜひとも来年この期限を迎えます亜鉛について、さらに再延長をお願いしたく、ぜひとも東京都さんのほうから国への働きかけ、ぜひお願いしたいということと併せて、この排出の処理技術の調査研究をもう一段力を入れていただいて、何とかその技術を確立していただきたいというのがこの3番でございます。

続いて、3ページ目を見させていただきます。4番、土壤汚染対策についてでございます。土壤汚染対策法が29年に改正されて、平成31年に施行されてます。東京都もこれの条例改正がございました。その中身に、一応、地下水汚染についてもっと厳しい規制に変わったというようなことがございます。我々、何とかこの土壤汚染を除去すべく努力しているんですけど、なかなか難しい状況がございます。現行、環境局さんのほうで、土壤汚染対策アドバイザー派遣制度だとか、簡易調査の実施ということでいろいろなご指導いただいております。ぜひともこの制度を継続して、拡充していただきたいということと、現在、簡易調査なんですけども、これを事前調査で、より詳しく調査をできるような制度を創設していただいて、何とか助成をお願いしたいということがこの4番でございます。

5番、最後に参ります。人材の育成・強化についてということでございますけども、私ども組合は、毎年40名ほど、職業訓練生を入れて、訓練をしております。また、さらに、技能検定と申しまして、実技、それから筆記の試験をしまして、1級、2級、3級の資格を与えるような検定試験を設けております。ところが、残念ながら、このコロナウイルス禍の中で、今年はこれが両方とも中止になりました。こういう状況が続きますと、私どものほうでは技術の継承だとか後継者育成がストップしてまいります。何とか来年は、コロナの状況がどうなるか分かりませんが、実施できるようにご配慮をぜひお願いしたいということでございます。

あわせまして、これは私ども組合の問題なんですけども、こういった職業訓練をやらなくても固定費が相当かかります。ですから、今年は組合財政、非常に厳しい状況になって

おりまして、もちろん国や都からの給付金をいただいているんですけども、それでもなかなか赤字は免れられないと思っております。ですから、ぜひともそういった点でのご配慮もお願いしたいということでございます。

5つ、以上申し上げさせていただきました。以上でございます。

○司会 ありがとうございます。

それでは、まず、知事からお願いできますでしょうか。

○小池知事 生産性向上のための設備更新に係る資金の助成ということで、1番目のご要望であります。先ほどもメッキの技術というのはもう本当にあちこちに使われているという大切な技術だと認識いたしております。その上で、メッキ事業者の競争力の強化ということには、厳しい環境規制に対応しながら、いかに生産性の向上を図っていくかが重要になると。これを実現するための設備の更新ということでございますので、引き続き支援を行ってまいります。

それから、私のほうからは、人材育成の件で最後に話がございました。やはり技術の継承ということなどもございます。さらに、技術、技能をさらに磨き上げるということと、これからはI o Tなどのデジタルトランスフォーメーションも活用したさらなる技術開発や実用化への取組も重要かと存じます。産業技術研究センターでも、人材育成を含め、引き続きしっかり支援をしていきたい、このように考えております。

私からは以上でございます。

○司会 ありがとうございます。

続きまして、産業労働局長、お願いできますでしょうか。

○産業労働局長 産業労働局長の村松でございます。今日はどうもありがとうございます。

私のほうから、今、知事のご回答をされていましたがけれども、そのほかの要望について、産業労働局関係の案件についてお答えしたいと思っております。

亜鉛に係る暫定排水基準の再延長の関係でございますけれども、こちらのご要望につきまして、当局におきましても、環境局や下水道局と連携いたしまして、国に対して要望を行っているところでございます。今後ともしっかりと都庁内の関係局と連携して対応していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○東京都鍍金工業組合（荏宿理事長） ありがとうございます。

実はこの件なんですけど、一応、今月から環境省のほうからヒアリングを受けることになっていまして、全国鍍金工業組合連合会のほうの環境担当の副会長を仰せつかっております。この辺については、ホウ素、フッ素も含めて、今月から1月ぐらいいまでについてはヒアリングやろうと、それで暫定基準はどうしようか決めていただくというような話でちょっと進めさせていただく予定でございます。ありがとうございます。

○司会 ありがとうございます。

それでは、水道局長からお願いいたします。

○水道局長 私からは、水道料金・下水道料金の減免について申し上げます。

メッキ業の事業者様を対象とした水道料金及び下水道料金の減免措置につきましては、公営企業における独立採算の原則及び負担の公平に対する例外的な措置といたしまして、対象、内容を限定して実施させていただいております。現在の減免措置は平成28年第1回都議会定例会におきまして水道料金の減免措置に関する決議がございまして、その趣旨を踏まえ、一般会計からの減収分の補填を前提として、対象の方を限定し、内容を限定し、例外的、暫定的なものとして、令和3年3月31日までということで実施させていただいております。令和3年4月以降の減免措置につきましては、今後の状況を踏まえまして検討させていただきたいと思っております。

○東京都鍍金工業組合（荏宿理事長） ありがとうございます。

これにつきまして、以前ちょっとお聞きして、来年の令和3年の3月で5か年計画が終わりますということで、来年の4月以降に私どものこの減免措置を予算に上げていただければ助かるなど。コロナウイルスの関係でもって都庁のほうも予算で結構大変だとは思いますが、我々メッキ業界も零細企業で、厳しい状況になってます。以前のときに都知事のほうにもね、お話しさせていただいたと思うんですが、うちあたりだと1日50トン、水を使ってまして、年間、上下水道で700万とか払うんですよ。先ほど専務からご説明したように、彼のとこなんて、ぎりぎりの150トンだよということ、減免が100円だよっていうような形で、我々だともっと年間で30、40万とかになります。水道というのはメッキ業者にしてはなくてはならないもので、水がなかったらメッキできないわけで、これも調べてみると、大体5%から8%ぐらいは売上げの割合を占めてるのが水道料金なんで、そこを何とかご反映していただければと思って、お願いしております。ありがとうございます。

○司会 ありがとうございます。

環境局長からお願いします。

○環境局長 環境局からは、土壤汚染対策の関係でお答えさせていただきたいと思っております。

まず、アドバイザー派遣制度につきましてですけれども、アドバイザーが現場の状況に合わせて具体的なアドバイスが行えるように、制度の改正、拡充を行ってまいりました。引き続き適切に対応してまいりたいと考えてございます。

また、事前調査の助成制度の創設のお話もございました。こちらにつきましては、操業中から必要な対策を進めていくのは非常に重要なことだと思っております。アドバイザーが現場で行う調査について公定法での実施ができるように今、検討してございますので、引き続き、検討していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○東京都鍍金工業組合（荏宿理事長） ありがとうございます。

○司会 ありがとうございます。

理事長からのお話もございましたとおり、東京都も今、財政状況が大変に厳しい状況でございます。今後とも、またよく連携取りながら進めさせていただきたいと存じます。

では、本日はどうもありがとうございました。

○東京都鍍金工業組合 ありがとうございます。

（東京都鍍金工業組合 退室）

○司会 ありがとうございます。

それでは、続きまして、東京都社会保険労務士会の皆様でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

（東京都社会保険労務士会 入室）

（要望書手交）

○司会 それでは、どうぞこちらのほうご着席ください。

それでは、早速ヒアリングと意見交換を始めさせていただきたいと存じます。

本日いただきましたご要望につきましては、タブレット端末を拝見させていただきながら進めさせていただきたいと存じます。

それでは、冒頭、知事から一言お願いできますでしょうか。

○小池知事 平素よりご支援いただきましてありがとうございます。

また、寺田会長はじめとする皆様方おそろいで、本日、都庁までお越しいただきましてありがとうございます。現場の声をしっかり伺いながら、政策の立案と予算編成を進めていくというものでございます。

今年は、もうとにかくコロナが、があんと世の中を変えているわけでございますし、少子高齢化はじわじわと、また、労働力人口は減りということで、様々、これまでの課題に加えてコロナが大きく社会を変えているということでもあります。日々、企業、事業者の発展、そして従業員の福祉の向上にご尽力いただいている皆様でございますが、今、雇用調整助成金の特例措置などの活用の際にも専門家の派遣事業、それから申請手続など、分かりやすく解説するオンラインセミナーなどを実施していただきました。改めて感謝申し上げます。そういう働き方など、いろいろと企業のご相談を受けておられる皆様からお声を聞くということは世の中の動きをそのままお伝えいただけることだというふうを考えておりますので、皆様方のお話を早速聞かせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○司会 それでは、よろしく願いいたします。

○東京都社会保険労務士会（寺田会長） 東京都社会保険労務士会会長の寺田でございます。本日は、大変お忙しい中、貴重なお時間を頂戴いたしまして誠にありがとうございます。

それでは、早速、当会で行っている取組についてご説明させていただきます。

まず最初に、ウィズコロナ、ポストコロナの社会を見据えた取組についてということで説明させていただきます。新型コロナウイルス感染症の拡大により国民生活や経済活動に深刻な影響が及んでいる中、社会保険労務士は、雇用調整助成金の申請支援をはじめ労務管理、社会保障など様々な角度から企業の事業継続や社会経済活動の通常化の一助となるよう、東京都や国と連携して取り組んでいます。特に新型コロナウイルス感染症により急速に拡大しているテレワーク就業時の労働時間管理や評価制度など労務管理上の課題を解

決するとともに、就業規則の改定などについて、こうしたノウハウが十分でない中小・小規模事業者への支援を実施しているところでございます。なお、昨日、企業向けの働き方改革支援セミナーとして、「コロナ禍における働き方改革関連法の重要ポイント及びテレワーク導入のポイント」をテーマに、Zoomによるライブ配信のセミナーを開催したところでございます。引き続き、ウィズコロナ時代の新たな日常に対応した職場環境の整備を支援していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

2番目のデジタルトランスフォーメーション推進などの取組等についてでございます。情報技術の急速な伸展に伴い、社会経済はもとより、企業組織や業務が大きく変化している現在、社労士業務においても、デジタル社会に対応した情報管理や運用力、整理業務を推進していく必要があるところでございます。このため、AIやIoT等を活用した人事労務に関する各種サービスを社労士業務へ展開するための情報収集や研究体制を強化するため、令和元年7月にデジタルIT化推進委員会を設置し、社労士業務のデジタル化を加速させるとともに、社労士業務の最適化を推進することといたしました。なお、会員に対しましては、電子申請フェアとともに、RPAなどの活用した業務効率化事例セミナーやワード、エクセルなどの汎用ソフトを業務効率化に役立てるセミナーを開催していく予定でございます。

続きまして、要望についてご説明させていただきます。

今、我々は、世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症により、かつて経験したことのない闘いの中におります。この難局を乗り越えるため、東京都では緊急事態措置等の取組を推進し、感染拡大を最小限に抑えてこられたことは小池都知事の強力なリーダーシップのたまものと、心から敬意を表するところでございます。

東京都社会保険労務士会は、新型コロナウイルス感染症対策として、東京都が実施している東京都新型コロナウイルス感染症に係る休業等支援事業及び東京都中央卸売市場相談会に協力するほか、当会に雇用調整助成金等に係る申請支援等を目的として雇用調整助成金社労士ホットラインを開設し、企業経営者や労働者の相談を受けたところでございます。なお、新型コロナウイルス感染症対応のための労務管理上の実務、例えば休業補償、テレワーク、時差勤務等についても、企業経営者からの相談に対応させていただいたところでございます。

次に、具体的な要望事項として2つ上げさせていただきます。

1つ目が、働き方改革推進についてでございます。企業経営において、長時間労働の是正や同一労働同一賃金、テレワーク、時差出勤等、働き方改革が求められています。また、新型コロナウイルス感染症対策により拡大したテレワーク等における新しい働き方への対応も急務となっておりますところでございます。東京都が取り組む働き方改革推進事業は、企業のこれからの改革へのアプローチのきっかけになるものと思われまます。TOKYO働き方改革宣言企業制度における専門家による巡回・助言は、まさに社会保険労務士の業務だと考えております。この政策をより強固に推進するためのパートナーとして、企業経営者

と共に歩み、その実態を熟知している社会保険労務士が最も適任であり、ご活用いただければ、本制度の企業へのさらなる周知徹底が図られるものと考えております。働き方改革、とりわけ今年度はテレワーク等の導入をより一層推進するため、適切な労務管理の実施、就業規則等の整備に関し、人事労務管理の専門家である社会保険労務士をご活用いただきますようご要望いたします。

2つ目に、学校教育における労働・社会保険等の教育の実施についてでございます。昨今、雇用のミスマッチや深刻な人手不足による労働者の過重労働が問題となるなど、高校生が社会人となったときに必要となる働くときのルール等の知識を高校生のうちから習得しておくことが求められているため、今後も多くの都立高校において、働くときのルール等をテーマとした授業等を行う必要があると考えております。なお、本件に係る請願を本年6月10日に採択していただいております。請願でございます、都立校において、働くときのルール等を学ぶ機会を授業等で実施し、その講師に社会保険労務士をご活用いただきたい。それと、2つ目に、ワークルール教育推進法が制定された場合は、都立高校の教員に対する労働・社会保険諸法令についての研修等を行う講師に社会保険労務士を活用いただければ、これが実行されるということで、ご要望させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○司会 寺田会長、ありがとうございました。

それでは、知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 具体的なご要望もいただきました。その中で、テレワークですね、都としてもこれまでもテレワークの普及ということを進めてきたわけですが、このコロナの関係で一気に進み、そして東京の一定数以上の企業の6割近くまで普及して、若干、また下がりつつあるんですが、これはまたコロナの猛威を振るっている中において有効な働き方としてより定着させていきたい。

そして、今お話ありましたように、テレワーク、東京ルールの普及に取り組んでおりまして、実践企業宣言制度ということもスタートさせました。それぞれの企業の主体的な取組を促していきたいと考えております。テレワーク就業時の労務管理や社内コミュニケーションの確保など、様々、運用上の課題を解決する必要もございますので、人事労務管理のスペシャリストでいらっしゃいます社会保険労務士の皆さんの活躍に期待をいたしております。

また、雇用情勢が深刻化している中で、労働者の雇用の維持は重要であります。雇用調整助成金の申請サポートなど、中小企業支援についての引き続きのご協力もお願いをしたいと思います。

それから、学校教育のところでのご要望でありますけれども、やはり誰もが働きやすい、活躍できる社会、自己実現ができるという社会を可能とするためにも、働き方改革を進めていきたいと考えております。それを次世代を担う子供たちがそのようなルールを学ぶということは重要になってまいりますので、都立高校において、就職を目指す生徒も進学を

目指す生徒も、働くことに関わる問題を自分のこととして考えられるような、ルールなどを学ぶ機会、これを充実させていく考えでございます。

私からは以上です。

○司会 ありがとうございます。

産業労働局長からございますでしょうか。

○産業労働局長 産業労働局長の村松でございます。

社会保険労務士の皆様方には、働き方改革やテレワークの導入、また、雇用調整助成金の申請支援、こうしたことまで幅広く多大なご協力を賜りまして、本当に感謝しているところでございます。

また、テレワークは、知事からもお話がございましたが、約6割の企業で導入されていますが、その労働管理だとか通信費の費用負担の関係だとかコミュニケーションの確保、こうした課題解決を求める声もございます。これらの課題解決に向けまして、就業規則の整備などについて、やはり専門的知見を有しておられます皆様方のお力添えをいただいて、円滑な導入、あるいは定着に結びつけていきたいと思っております。

さらに、働き方改革の中でも、来年4月には同一労働同一賃金の関係が中小企業にも適用されます。こうした中で、中小企業におけます円滑な導入に向けて、ぜひまたお力添えを賜りたいと存じ上げてございますので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

○東京都社会保険労務士会（寺田会長） ありがとうございます。

○司会 本日は、どうも大変お忙しいところ、都庁までお越しいただきまして誠にありがとうございます。今後ともどうぞよろしくお願いをいたします。

○東京都社会保険労務士会（寺田会長） ありがとうございます。

（東京都社会保険労務士会 退室）

○司会 ありがとうございます。

それでは、東京都信用組合協会の皆様、どうぞよろしくお願いをいたします。

（東京都信用組合協会 入室）

（要望書手交）

○司会 それでは、どうぞご着席ください。

それでは、ヒアリングと意見交換を始めさせていただきたいと存じます。

今、頂きましたご要望書につきましては、私ども、タブレットで拝見をさせていただきながら進めさせていただきたいと存じます。

それでは、冒頭、知事から一言お願いをいたします。

○小池知事 まずは、柳沢会長はじめとする信用組合協会の皆様方、都庁までわざわざお越しいただきまして誠にありがとうございます。現場の皆様方のご要望や、また、ご意見を伺うということでございますが、今、コロナ禍で、企業は働き方改革から、それから産業そのものの大きな転換などなど、これでもかというぐらいの変化を迫られているところでございます。そういう中で、信用組合の皆様方、きめ細やかなサポートをされて、企業

の継続、そして今後の事業展開に向けての重要な役割を担っておられるわけでございます。

また、特に中小企業への資金繰りの支援ということで、返済の猶予などにご協力をいただいております。御礼を申し上げたいと思います。都内の企業数の99%は中小企業で、その皆さんが日本の屋台骨を支えているという、礎でもあるわけでございます。地域の金融機関の力を発揮していただくことによって、企業が生き生きとしていくことがサステナブルリカバリーにつながるというふうに考えております。コロナの時代の中で、ウィズコロナ、ポストコロナ、こういったことも見据えながら、皆様方のご意見を拝聴させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○司会 よろしくお願ひいたします。

○東京都信用組合協会 それでは、本当に日頃から信用組合協会に対しまして格別なご協力、ご支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、本日は、コロナ感染症の第三波を迎えて大変お忙しい時期にこのような機会をいただき、意見交換ができますことに感謝を申し上げます。

まず、ウィズコロナ、ポストコロナに対する業界としての取組でございますけれども、内面的な業務運営と外部的なお取引先への対応に分類してご説明申し上げますと、まず、業務運営では、三密を避けるため、時差出勤や在宅勤務などの対策を講じるとともに、人が密集するイベントや会議等、自粛を図り、ウェブ活用によりオンライン化を努めてまいります。いわゆるニューノーマルへのシフトを極力実施し、新たな産業構造への転換を求められることに対して対応しているよう努力をしているところでございます。

コロナ感染症対策としてBCPも策定をしまして、その中にあるマスクやフェイスシールドの着用、ソーシャルディスタンスの確保、また、東京都の指導による感染防止徹底宣言ステッカーの取引先への奨励など、組合店舗での掲示や外訪においても、電話等での訪問、事前確認など、制限がある中での対応をしているところでございます。

また、今後の感染を防ぐために、経済との両立ということでは、会食対策として、内部的には東京都が提唱しております5つの小を遵守するよう職員にも徹底をしているところでございまして、具体的にも忘年会や新年会も5人以上になるような飲食は自粛をしているところでございます。

次に、お取引先に対する対応としましては、先ほど知事もおっしゃっていましたが、資金繰り支援については5月から7月ぐらいをピークに一巡した感はございますけれども、条件変更の要請、補助金・助成金手続のサポートを行うと同時に、この第三波と言われる年末にかけましても資金支援等を真摯に丁寧に対応していきたいと思っております。

また、金融面だけでなく、ウィズコロナ、ポストコロナの対応として、事業継続へ向けコンサル業務の実施や販路拡大の支援など、事業者の問題や課題解決に向けて、本業支援として、信用組合だからこそできる伴走型の対応をしてみたいというふうに思っているところでございます。



また、具体的に、上部団体でございます全信組連のクラウドファンディング「MOT T A I N A I もっと」の活用や地方の信用組合との連携によるウェブ商談会などを企画しているところでございます。

続きまして、デジタルトランスフォーメーション、いわゆるDXの取組でございますけれども、業界のデジタル化につきましては、特に組合が先行してDXに取り組んでいるという状況ではございませんけれども、今回、本当にこのコロナ禍におきまして、デジタル化の必要性を痛感しているところでございます。

今後の対応につきましては、コロナと共存をしていくためにも、先ほども申し上げたニューノーマルに即した働き方への対応へ向け、業務の効率化を図ることはもう必須でございます。そのためにも、DXに対し、これも都知事が言われているように、アジャイル都政ではございませんけれども、導入化の、または導入しながら随時対応を図ってまいりたいというふうに思っているところでございます。具体的にはキャッシュレス化やフィンテック企業が提携する金融サービスなどを活用しまして、会員組合のニーズを把握する中で、DXの取組を進め、内部的にもペーパーレス化や押印の廃止などに積極的に取り組んでまいりたいと考えてございます。

ただ、我々信組業界にあつては、原点でございますけれども、フェイス・トゥー・フェイスやハート・トゥー・ハートといったソフト面も大変重要でございます。付随する諸作業や内部事務についてはIT化を積極的に進めることにより、お客様との対面時間を増加することで、デジタルとアナログの融合をさせて、お客様に寄り添った対応を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

最後になりますけれども、先ほど知事にもお渡ししました当協会の要望につきましては、次の3点を要望いたしております。

1点目は東京都制度融資に関する制度内容等の充実、2点目は東京都女性・若者・シニア創業サポート事業における補助金の確保及び制度内容の充実、3点目としまして東京都地域金融機関による事業承継促進事業における補助金の確保とその充実、この3点でございます。要望理由につきましては、先ほど提出いただいた要望書に記載のとおりでございますので、説明は省略をさせていただきます。

私のほうからの説明は以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○司会 誠にありがとうございました。

それでは、知事からコメントのほうをお願いいたします。

○小池知事 都内の経済、早期に回復をさせるという点で、事業継続に向けた支援は引き続き重要でございます。昨日から定例議会が始まりまして、12回目の補正予算組み、制度融資を積み増すという形で議論が始まったところでございます。中小企業の資金繰りを支えるためにこの拡充ということでございまして、全体でもう4兆円。リーマンのときが1兆円ということで、今回の本当に皆さんの全てにかかってきてしまっているということでございます。事業継続の後押しのための例えば家賃支援などの支援策も講じておりますの

で、それをうまく活用していただけるためにも、皆様方が潤滑の役を行っていただければというふうに思いますし、また、これからはデジタルトランスフォーメーションなども活用して、中小企業がしっかり成長していけるような後押しもしてまいりたいと思います。

それから、女性・若者・シニアの創業サポート事業でありますけれども、いろいろな層の方々が地域に根差して、特色ある創業にチャレンジをするということは東京の活力にもつながりますので、今後も皆さんと連携しながら、着実に事業を進めていきたいと考えております。

それから、事業承継に関する補助金の確保と充実という点であります。これについても、先ほどから申し上げておりますように、東京の中小企業が持つ優れた技術であるとかサービスが次の世代に着実に受け継がれますように、今後とも支援策の充実に取り組んでまいりたいと思います。

また、5つの小をお守りいただき、ありがとうございます。もう年末年始でね、何でも小さくというのは心苦しいんですけども、ここをちょっともう一頑張りということで、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○司会 ありがとうございます。

産業労働局長からもございますでしょうか。

○産業労働局長 産業労働局長の村松でございます。

もう日頃から信用組合の皆様方には、中小企業への支援、こうしたことに取り組んでいただきまして、本当に心強く思っております。とりわけ、これから事業承継の課題がかなり地域の経済を支えるという点では大きな課題になってくるとは思いますけれども、昨年度、信用金庫の皆様方と一緒に、全体で2,800社の企業に訪問いただいた、こうしたことで、積極的にご協力をいただいているということで、本当に感謝をしているところでございます。

コロナ禍によりまして、多くの中小企業がいろいろ厳しい状況の中で事業承継を支援する、こうした重要性は高まっておりますので、引き続き事業への、我々との連携、協力を本当によろしくお願いしたいと思います。ありがとうございます。

○司会 本日は誠にありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

（東京都信用組合協会 退室）

○司会 それでは、午後のヒアリング、始めさせていただきたいと存じます。

最初は、東京難病団体連絡協議会の皆様でございます。よろしくお願いいたします。

（東京難病団体連絡協議会 入室）

（要望書手交）

○司会 それでは、どうぞご着席をいただきたいと存じます。

それでは、ヒアリングと意見交換、始めさせていただきます。頂きましたご要望書につきましては、こちらのタブレットを拝見させていただきながら進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、冒頭、知事から一言お願いいたします。

○小池知事 皆さん、こんにちは。今日は榊原理事長をはじめとする皆様方、都庁までお越しいただきました。ご苦労さまでございます。現場の声を伺いながら、政策を立案し、また、来年度予算にも生かしていこうと、予算編成にも生かしていこうということでございます。

難病で困難に直面しておられる方々を対象として、医療、そして療養相談事業、さらには原因の早期究明、治療法の早期確立ということで様々な調査研究にも当たっていただき、また、難病の社会的な啓発と対策の発展に日頃ご尽力を賜っております。改めまして敬意を表したいと思います。そして、理事長には、東京都難病対策地域協議会の委員としてもお務めいただいて、アドバイスいただいております。

今日は、コロナという中において、そもそも難病でご苦労されておられるところにこのコロナが加わるということでございますので、ご苦労が多いことかと思ひますし、また、その中でも様々な工夫や努力をされているということかと思ひます。

オンライン診療の利用であるとか、主治医による検査の延期、キャンセルなど、難病患者さんの皆さんを取り巻く環境、急速に変化していることと伺っておりますので、そういった患者さんご本人、それからご家族、それぞれの課題などもお聞かせいただければと思ひます。ウィズコロナ、ポストコロナを見据えた形での皆様方のご意見、よろしくお願いいたします。

○司会 それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

○東京難病団体連絡協議会（榊原理事長） 東京難病団体連絡協議会理事長の榊原と申します。昨年に引き続き、今年もこのような大変貴重な機会を頂戴いたしまして、我々、大変うれしく思っておりますし、ありがたいと思っております。また、長年にわたり、東京都には、難病対策に関して、ずっと平素よりご尽力、ご理解をいただいております。これに関してもぜひお礼を申し上げたいと思っております。今日は、短い時間ですが私たちの願いをお聞きいただけるということですので、少ししゃべらせていただいて、よろしくご配慮をいただければと思っております。

今、知事にも、皆様にも、一応要望書としては出してあると思ひます。ご存じのように、私ども今、東難連は加盟団体が15ございまして、実を言いますと、今日も全部の団体の代

表が来たかったと申しましたが、ご承知のとおりこの状況の中で、ご自分で自粛している方、それからドクターからストップされている方もおまして全員がちょっとそろえなかったんですが、皆の思いは同じだと思いますので、よろしくお聞きいただければと思っております。

まず、今、知事もおっしゃったように、コロナに関しては、ご承知のとおり、我々、基礎疾患、それも重い基礎疾患を持っている難病、それから長期慢性疾患を持っている患者にとっては、大変重症化がしやすいということと、それから免疫力が少ないために感染しやすいという、非常にリスクの高い生活を今させていただいています。そのために、我々は今、外出も自粛し、もちろんいろんな集まりもできないという状態ですが、じっと我慢していくしかないかなと思っております。

それに関しましては、要望は担当の疾病対策課のほうといろいろご相談させていただいて、細かい要望に関してはお伝えしてあります。ここにありますように、全体要望の1番として、コロナに対する対策として①から⑥までを、ぜひ東京都のほうでしっかりとご対応をいただければ大変ありがたいなというふうに思っております。

知事は、特にご承知だと思いますのでくどくは申しませんが、私自身も実は少し倒れまして、3か月ほど入院しました。コロナには感染してなく陽性ではなかったんですが、ちょっとしたことで我々は重症化したりいたします。そのために、何とかそれに行かない前のいろいろな施策をお願いしたいと。

それと、今の状況ですと、在宅での療養、それからオンラインでしっかりご準備を東京都のほうでやっていただかないと我々は孤立してしまう、大変弱い状況にあります。ですので、この辺をしっかり受け止めていただければと思っております。

あと、いろいろ衛生用品とかですね、ここに書いてありますように、日常的に必要なものに関しては、最初は少し心配なところがあったのですが、今はそれなりにしっかり対応していただいているかなというふうには思っておりますが、これだけどんどん増えてきますと、我々にとってもこういうものも足りなくなる可能性があって、それから、急遽病変があって、急遽入院しなければいけないという我々はいつもそういう状態にあります。ですので、そういう重症の患者に対する対応をぜひしっかり受け止めていただけないと困ると思います。ましてや、ご存じのように人工呼吸器をつけているALSの患者とか、本当に平素でも大変な危険な状態にある人たちが、こういう状況の中でもっと不安に、大変不安に思っておりますので、この辺の対策をしっかりやって、構築していただければというふうに思っております。

いっぱい申し上げたいことあるんですが、一応コロナの問題と、あとは災害対策、これも我々にとっては大変弱いところでありまして、災害弱者と言われるぐらい、我々は災害に遭ったとき大変な思いをいたします。災害対策に関しても、ぜひ都のほうにしっかりとしたネットワークだとか、いろいろなことを構築していただければと思っております。

私も、実は、今知事がおっしゃったように、委員会、協議会のほうに参加させていただいて、難病患者の立場から災害対策に対する患者の思いをお伝えさせていただいてはおります。でも、いざとなると、我々は一番弱い立場にありますので、ぜひそこをご配慮いただいて、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、昨年もお願ひ申し上げたのですが、そういう災害対策の上でも、厚労省から来ております難病対策地域協議会、これを保健所ごとに立ち上げてほしいということであったのですが、大変残念ながら、東京都下の5つの保健医療圏では出来上がったんですが、23区内の中にはまだ8区しか立ち上がってないという現状がございます。これも一刻も早く各保健所の方々にご尽力いただいて立ち上げていただき、我々当事者が委員として中に参加させていただいて、一緒に地域での問題点を解決していきたいなというふうに思っております。この辺のお力添えをぜひ、今年もまた同じことを申し上げましたがよろしくお願ひしたいと思います。

もう時間もありませんが、あとは、先ほど申し上げたように、いろいろ課題を抱えているのが難病患者でございます。あとそれから、疾患別の要望もしっかりと提出してございますので、これも、できましたら一読していただければ大変ありがたいなというふうに思っております。

取りあえず時間も参りましたので、本当に今回もこういう機会を頂戴して、こういう発言をさせていただけること、本当にありがとうございました。ぜひよろしくいろいろとご配慮をお願いいたします。

○司会 ありがとうございます。

それでは、頂いた要望書に基づきまして、知事から、まずコメントをいただきたいと思ひます。

○小池知事 今、コロナで、やはり重症化される方は、今おっしゃったような様々な疾病を抱えておられる方が重症化しやすいということで、特にお気をつけいただきたいと思ひます。

その上で、具体的なお要望を幾つかございますが、難病ピア相談室の予算の拡充については、都の難病相談・支援センターで、医療的な視点を踏まえた療養や就労相談を行っております。そして、難病の患者さんや家族に寄り添うピア相談も行っているところで、その役割は大きいものと認識しております。難病の患者、そして家族の方々の悩み、不安に寄り添いまして、きめ細かな相談対応を引き続きお願ひをしたいと考えております。

それから、地域協議会の設置の促進についてでありますけれども、3番目にありますが、8つの区しかやっていない。

○東京難病団体連絡協議会（榊原理事長） はい。

○小池知事 地域における難病患者さんへの支援体制の整備ということで、難病対策地域協議会の重要性については認識をいたしております。また、各地域の協議会設置を進めるために、東京難病団体連絡協議会の皆さんと協力しながら、取組の推進を図ってまいりま

す。

それから、要望書の2ページにあります9番の災害時のマニュアルの件、昨年もできるだけ早めに避難所に行けるようにしてほしいというご要望を伺ったわけでありまして。災害時の要配慮者対策の重要性、私はその意味でも、皆さんから直接伺って承知しているところでもあります。避難所の管理運営の指針の中で、通常の避難所におきましても、難病患者の方々が避難生活を送る上で必要な支援を受けやすくなるよう示しているところでもあります。また、現場は区市町村になりますので、その取組が進展するように、都として支援をまいります。

それから、子供さんの難病患者が成人になったとき、成人移行の際の支援という、そういう項目もいただいておりますが、この課題に対応するために、令和の元年度から、東京都移行期医療支援体制整備事業を実施いたしております。今、小児診療科、成人診療科間の連絡調整、そして連携支援など、この移行期の医療を総合的に支援するセンターの年度内開設に向けて準備を進めているところでございます。

私から、今の4点をお伝えいたします。

○司会 ありがとうございます。

それでは、福祉保健局長からもお願いいたします。

○福祉保健局長 まず、コロナウイルスに関して、6点のご要望いただきました。中でも、医療体制の構築ですが、基礎疾患等のある方が不幸にしてコロナに感染した場合には、ケースごとに保健所が入院先の調整等の対応を行っているところでございますが、引き続き、迅速かつ適切な入院調整を行い、難病患者の皆様や長期慢性疾患の患者様が安心して暮らすことのできる医療体制を、区市町村と連携して確保してまいります。

あと、要望書の2ページ7番で、障害者総合支援法により、難病患者が障害者の定義に追加されたことの周知に関するものでございますが、手帳の有無にかかわらず、難病患者の方が、区市町村において必要と認めた場合には障害福祉サービス等を利用できることをこれまで周知してきたところでございますが、今後も制度の変更等も含めまして、事業者及び区市町村に対して、しっかりと周知を徹底してまいります。

あと、10番に文書の電子化のお話がありました。電子化については、電子申請の利用促進に向けた取組方針に基づきまして、現在、各手続所管にて電子化、オンライン化に向けて検討しているところでございます。都庁を挙げてデジタルトランスフォーメーションということで推進しておりますので、もう少しご検討の時間をいただいて、しっかりと進めていくという考えでございます。よろしくお申し上げます。

○司会 そろそろお時間でございます。本日はわざわざ都庁までお越しいただきまして、誠にありがとうございました。今後ともまたよろしくどうぞお願いいたします。

（東京難病団体連絡協議会 退室）

○司会 ありがとうございました。

それでは、引き続き東京バス協会の皆様、よろしくお申し上げます。

（東京バス協会 入室）

（要望書手交）

○司会 ありがとうございます。それでは、どうぞご着席のほう、お願いします。

それでは、皆様から頂きましたご要望書につきましては、私ども、タブレットのほうで拝見をさせていただきながら進めさせていただきたいと存じます。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、冒頭、知事から一言お願いいたします。

○小池知事 山口会長をはじめとする東京バス協会の皆様方、わざわざ東京都庁にまたお越しいただきまして、先日はバスの車体に大きくこうメッセージを書かれて、換気のよさというのは私も体感させていただいたところでございます。

まだまだコロナ禍続いております、残念ながら。そういう中で、バス協会の皆さん、工夫もされて、またガイドラインもおつくりになって、守っておられてということでございます。観光産業の中でも足の確保というのは大変重要でございますし、これからも路線バス、貸切りバスの安全運行、利用者サービスの向上など、都民の生活を支えていただきたいと、このように考えております。

一方で、コロナの状況がございまして、また、これからの長い話でいうと、高齢化であったり、人口減少であったり、様々課題は多々あるかと思えます。そういう中で、ウィズコロナ、ポストコロナ、それらを見据えまして、皆様方から直接お話を改めて伺って、予算編成にも生かしていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 それでは、よろしくお願いいたします。

○東京バス協会（山口会長） 東京バス協会の山口でございます。平素より私ども東京のバス事業に対して、一方ならぬご指導、ご鞭撻を賜っておりますこと、及び本日、本席をいただいたことに改めて厚く御礼を申し上げます。加えまして、今般の新型コロナウイルス感染症対策についても、私どもに対して手厚いご支援をいただいております、重ねて衷心より感謝を申し上げます。

内容に先立って、直近に日帰りバス旅行でクラスターが発生したと、参加者12名の感染が足立区で確認されたという報道がなされましたので、これに若干触れたいと思います。

この件では、車内でカラオケを楽しんだということが分かっております。国土交通省あるいは日本バス協会にて定めたガイドラインとしては、こういうようなカラオケ等行為は禁止事項としてございます。会員各社は、これを守っているわけなんです、この会社はたまたま当協会に属さない会社ではございましたけども、いずれにしても誠に大変残念、遺憾なことではございまして、業界全体に私どもとしても何とか徹底が図れればと存じておる次第でございます。

まず、ウィズ・ポストコロナ社会を見据えた取組について、簡潔にご説明したいと思っております。前段で、コロナ禍による最近のバス事業の状況について触れ、それを踏まえた取組についてご説明を申し上げます。

資料の7ページと8ページをまず用います。7ページをお開きくださいませ。今年2月よりの新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、ほかの産業もですけれども、バス事業もご高承のとおり、乗り合い、貸切りともに、かつてない経営上の難局に直面しております。

乗合バスについては、5月に対前年50%減となった後に、現時点でも対前年二、三割減が続く、高速バス、空港連絡バスについても、ことに国際線の落ち込みが顕著に反映をされて、より厳しい状況が続いているという状況です。

また、貸切りバスにつきましては、Go To トラベルキャンペーンが開始されました後の10月以降、東京以外の地域では少しばかりの回復の兆しも見られるようになったのですが、残念ながら、東京にあっては対前年110%と上回った地域もあるように仄聞をしておりますが、残念ながら、東京にあっては対前年、今でも7割減ということで、全国の中でも一番厳しい状況に置かれているというのが実情でございます。加えまして、団体旅行、中でも修学旅行等の学校行事関係の需要が、まだまだ全国に比べて総体的に伸び悩む状況が見られるところとなっている次第でございます。

したがって、事態がこのまま推移をすれば、年末あるいは年度末にかけて、貸切りバスにあっては事業そのものの存続が危ぶまれる状況も現実問題として予想される場所であるという状況になっております。ウィズ・ポストコロナの時代にあっても、私どもとしてはこうした未曾有の経営困難な中で、まずは、いまだ世間の間に根強い、バス、イコール密、イコール危険と、こういうイメージの払拭に地道な努力を重ねるとともに、感染防止対策の徹底に全力を挙げまして、安全安心なバスサービスを提供することを第一として、努力を続けてまいりたいと思っております。

先ほどの知事からお話を賜って大変感激をいたしましたんですけど、10月1日でございます。この趣旨に沿って私どもの行いました観光バスの換気機能実証実験に、大変お忙しい中、小池知事をはじめ、多くの幹部の皆様方にご臨席をいただきました。誠にありがとうございます。

引き続きこうした地道な努力を私ども重ねてまいりたいと思っておりますし、貸切りバスにあっては安全安心を前提とした快適なバス旅行の提供に、一方、乗合バスでは、テレワーク等の進展によりまして需要構造が大きく変化をする中、恐らく大方の見方として、今期末で80%までお客様が戻るのが恐らく限界であろうと、大体各社は踏んでおります。この80%を前提として、各社とも地域の足を懸命に守りつつ、新状態に見合った新たなビジネスモデルを構築中で、それぞれ使命を全うしていく所存でございます。

次に、デジタルトランスフォーメーション、いわゆるDXの取組について、私どもとして2点ほどに絞ってご説明をさせていただきたいと思っております。

その一つがMa a Sへの取組ということに相なります。IT技術を駆使したシームレスな交通体系を形成すべく、資料の11ページをご覧くださいませ。



資料の11ページには、国土交通省で全国で38の実証実験事業を選定し、また、これとは別に、東京都でも同様の実証実験プロジェクトを選定されておられるところがございます。これらはMa a S実証実験として、現在は鉄道系の事業者を中心に取組が行われているところがございますけれども、私どもバス輸送は鉄道とのフィーダー輸送、地域のコミュニティー輸送等に重要な役割を担っているところがございます。その主要なプレーヤーの一人として機能を最大限に果たすべく、適切に取り組んでまいりたいと思っています。

もう1点が、究極的には自動運転バスということに相なります。これも12ページをご覧ください。いただきたいのですが、自動運転に関しても、各地で実証実験が進められておるところでございます。事故防止、あるいは運転者不足問題の切り札として大きな期待が寄せられているところでもあります。しかしながら、完全な自動運転そのものの実用化はまだ安全面などクリアしなければいけない要件も多く、いましばらく時間を要するかなというふうには思っておりますけれども、精緻なセンサー技術に基づく自動ブレーキなど、自動化に至る過程の様々な技術開発はバスの安全性の向上に飛躍的な効果をもたらす可能性があるというふうに考えます。

私どもとしては、こうした完全自動化に至るまでの各種のテクノロジーの利用、活用が重要と心得まして、引き続きメーカーにも働きかけ、共同して取り組んでまいりたいと思っております。

次に、令和3年度予算等の要望についてでございます。恐縮ですが、一番前から、ページが振っておられないようなんですが、3枚目のページに要望事項の一覧を掲げさせていただいております。要望事項は全部で7点でありますけれども、時間の都合上、新規の3項目について若干ご説明をさせていただきたいと思っております。

まず第1、コロナ対策に関わる助成措置につきましては、コロナの状況は刻一刻変化しているわけございまして、どのような事態が今後生ずるかも分かりませんが、それぞれの事態に対し、適時適切な対応、助成をお願いしたいという、一くくりで言うところのことでございます。

また、記載はございませんが、先ほども少し触れました学校の修学旅行である、あるいは校外学習の早期の再開、それから、その際に、むしろ安全なバスをぜひご利用いただきたい、こういった助成を、今年度中にもぜひ併せてお願いしたいと考えております。

2つ目の東京2020オリパラに関わる助成措置であります。開催が1年延期されたことから、2,000台を超えるバスの調達をいたしました。一旦リセット状態に相なっております。IOC等から新たにコロナ感染防止策を講ずべきことなどが求められることが考えられるかなというふうにも思っております。そのための費用について、所要の助成をお願いするものでございます。

加えまして、先ほども申し上げましたように、貸切りバス事業は、今後、経営破綻とか廃業とか、考えたくはありませんが、そういったことに至る危機にも瀕していることから、オリパラの輸送確保のためにも、第1点目の項目にもつながりますが、事業持続への支援

についてよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

3点目のバス停の安全確保対策に関わる助成措置でございます。これは、一昨年8月に、神奈川県で、バスを降りた小学生の女子児童が対向車にはねられて亡くなるという大変痛ましい事故が発生し、これが発端で社会問題化したものでございます。この事故を契機として、国土交通省の指導の下で、そういった危険性のあるバス停を抽出し、バス停の移設などについて関係者間で協議をすることが進められています。しかしながら、特にバス停の移設は、これまでも関係者の利害調整に大変個別には困難なケースが多くて、ぜひ都としても、地元自治体が積極的に関与をしてくださるようご指導いただきますとともに、地元自治体の関与を促進するためにも必要な予算措置についてお願ひをするものでございます。

第4項目以下は、昨年の要望と基本的に変わりませんので、説明は割愛をさせていただきます。

以上、私どもの置かれました状況、要望等について申し述べさせていただきましたけれども、今後ともコロナ禍を踏まえ、安全安心なバス輸送の実現。それから、来るべき来年の東京オリンピック・パラリンピックの成功に向けて全力で取り組んでまいり所存でございますので、引き続き特段のご支援を賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げます。私からは以上でございます。

○司会 ありがとうございます。

それでは、まず、知事からコメントをお願いします。

○小池知事 幾つかのご説明ありがとうございます。そして、ご要望につきまして、私から何点かお伝えしたいと思います。

まず、コロナの時代であります。ウィズコロナの中にあつて、感染症の防止と経済社会活動の両立というのが、今、大きな命題になっているわけでございます。都におきましては、バス事業者の感染防止対策など、様々な支援を講じてまいったわけでございますし、また、実際、私も先日視察させていただいて、優れた換気性を体感させていただきました。引き続き皆様の生の声を伺いながら、必要な支援のタイミングを逸することなく続けていきたいと、このように考えております。

それから、オリパラの話になりますけれども、要望書2ページ目の2番目に掲載されておりますけれども、2020大会、やはり100年前のアントワープ大会がそうであったように、スペイン風邪に打ち勝つ、第一次世界大戦に打ち勝つという、その証しとして何とでも大会を開催する。そのためにも、今のコロナ対策をしっかり行っていくという話になるわけですが、東京2020大会に向けましてバスの調達などにご協力いただいているわけで、改めて感謝を申し上げます。組織委員会とも連携しまして、コロナ対策、追加施策の検討に併せまして、輸送に関しても検討を行ってまいり予定でございます。大会開催に向けまして、引き続きのご協力をお願ひ申し上げたいと存じます。私からは以上です。

○司会 ありがとうございます。

3点目の停留所のお話につきまして、都市整備局、お願いします。

○都市整備局 都市整備局でございます。大変お世話になっております。

停留所の安全確保に関しましてでございますが、現在、バス事業者さんが国などの関係者と連携しまして、バス停留所の実態把握であるとか安全性などの調査を行っているということでございまして、その調査結果などを踏まえまして、引き続き安全対策などについて検討していくこととしてございます。こうした取組の動向を踏まえながら、国や地元自治体とも連携して、適切に対応してまいります。

○司会 ありがとうございます。

あと、幾つかいただいておりますが、お時間の都合もでございます。福祉保健局のほうから、1点、お願いします。

○福祉保健局長 私もシルバーバス事業、お願いしてるところでございますが、この事業は、高齢者の積極的な社会参加の推進にとって極めて重要な施策でございますので、引き続きしっかりと対応させていただき考えでございますので、よろしくお申し上げます。

○司会 それでは、そろそろお時間でございます。本日は、わざわざ都庁までお越しいただきまして、誠にありがとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。

（東京バス協会 退室）

○司会 ありがとうございます。

5分ほどお時間をちょっといただきたいと思っております。

それでは、引き続きヒアリングを始めさせていただきたいと存じます。

国民健康保険組合東京協議会の皆様でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

（国民健康保険組合東京協議会 入室）

（要望書手交）

○司会 ありがとうございます。それでは、どうぞこちらのほうにご着席ください。すみません、お待たせいたしました。

それでは、早速ヒアリング、意見交換を始めさせていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。頂きましたご要望書につきましては、タブレットを拝見しながら進行させていただきます。よろしくどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、冒頭、知事から一言お願いします。

○小池知事 恐縮です、お待たせいたしました。深沢幹事長から今回のご要望等伺わせていただきます。また、後ほど鶴飼理事長からも話しいただけるかと思っておりますが、国民健康保険組合東京協議会の皆様方は、国民皆保険制度を支える一翼を担っていただいております。ありがとうございます。

働き方などもこのコロナで大きく変わっております。様々な企業もかなり厳しい状況にもあり、個人も人生を考えるというような段階に入っているかと思っておりますが、現場のお声を聞かせていただければと存じます。よろしくお願いいたします。

○司会 よろしく申し上げます。それでは、お願いします。

○国民健康保険組合東京協議会（深沢幹事長） 本日は大変にお忙しい中、小池知事をはじめ、東京都の幹部の皆様には要望の機会をつくっていただき、誠にありがとうございます。私は本年4月より都内21の国保組合で組織しております国保組合東京協議会の幹事長を仰せつかっております東京食品販売国保組合専務理事の深沢でございます。本日は東京協議会の幹事役員も同行しております。どうぞよろしく願いをいたします。

初めに、昨年要望させていただきました令和2年度都費補助金につきましては、47億円に及ぶ助成費を確保していただき、誠にありがとうございました。この場をお借りして御礼申し上げます。

さて、国保組合は同種同業者によって組織されており、新型コロナウイルス感染症の影響により組合員の事業実績等が悪化し、被保険者の減少や保険料収入の減少など、組合財政に大きな影響が出ております。

その一つであります東京食品販売国保組合の状況について申し上げますと、令和2年度当初の被保険者数7万1,033人から3,149人が減少いたしまして、前年度対比では2.4倍のペースの減少でありまして、組織基盤の弱体化が急速に進んでおります。被保険者の減少は現在も止まらず、先行きについては今後の感染拡大とその対策により、さらに厳しい状況が推測されます。被保険者の減少に伴い、当然のことながら保険料収入も減少しております。このような中、新型コロナウイルス感染症の影響により、死亡、重篤な症状となった組合員、また、事業収入等が減少した組合員に対し、国民健康保険料の減免を行ってまいりまして、当組合では現在4億3,049万8,000円の減免額となっております。減免保険料については全額国から補助されることになっておりますが、迅速かつ確実な財政支援を望むものであり、東京都のご支援をお願い申し上げます。

医療費については、一時期、受診控え等により1人当たりの支払い額は、緊急事態宣言中の4月は前年度月比で14%の減少、5月は21%の減少となりましたが、6月、7月、8月は一桁台の減少で、9月になると3%の増加に転じ、医療費は着実に戻ってきております。一方、新型コロナウイルス感染症に罹患した方の医療費は増加かつ高額になってまいりまして、ある組合のデータでは、最高額で500万円の組合費負担となり、この動向を注視してるところであります。また、都内21の国保組合の中では、国内の薬価最高額1億6,700万円の難病治療薬ゾルゲンスマの請求、支払いなどがございました。このような中、各国保組合は時差出勤や時短業務、隔日出勤などの対応を取りながら、医療費の支払いを遅滞なく確保するとともに、社会のインフラである国民健康保険制度の運営をしっかりと行ってまいりました。

被保険者に対しては、マスク、アルコール消毒液の確保、提供などを行い、緊急事態宣言中に実施しないこととされた特定健診については、国からの通知により、現在積極的に取り組んでおります。

令和3年3月から開始のオンライン資格確認システムについては、保険証の個人単位化や機器、システムへの対応など、緊急事態宣言中を含めて作業を継続し、制度開始には万

全を期しております。今後も行政のご指導の下、被保険者サービスの向上と事務処理の効率化など、的確に進めてまいります。

それでは、改めまして、私から、令和3年度の国保組合に対します都費補助の要望につきましてお願いを申し上げます。

初めに、お手元の要望書の表紙をおめくりいただき、本文の次のページに要望事項を3点記載させていただいておりますので、読み上げさせていただきます。

一つ、国保組合に対する都費補助金は、現行水準を確保していただきたい。

一つ、国保組合が行う特定健康診査・特定保健指導の事業に対する都費補助金は、現行水準を確保していただきたい。

一つ、国保組合の基盤強化を確保していただきたい。

以上の3つの要望になります。

また、詳細につきましては、前のページに記載しておりますので、要点を申し上げ、ご理解をいただきたいと存じます。

それでは、2行目になります。国保組合は、都民であります被保険者約39万1,000人を擁しており、国民健康保険事業の発展向上に貢献してまいりました。加えて、業種別母体組織を軸とした民間活力による事業運営を行い、経営努力を積み重ねております。

しかしながら、少子高齢化の急速な進展等により、医療費はもとより、高齢者医療制度への支援金・納付金及び介護納付金は増嵩の一途にあります。

また、零細事業主を多く抱え、加入者の所得が伸び悩む中、定率国庫補助の見直し、さらには後期高齢者支援金及び介護納付金に対する補助金の削減により、運営はより一層厳しさを増しております。加えて、新型コロナウイルス対策を受け、廃業の増加や保険料収納に多大な影響が見込まれます。

このような厳しい状況の中、国保組合は、保険料の完全徴収はもとより、保険事業の積極的な取組による医療費の適正化に努めておりますが、健全な事業運営の維持には、東京都からの補助金に大きく頼らざるを得ないのが実情であります。従来からの補助金、並びに特定健診等の補助金につきましても、現行水準を確保していただきますようお願い申し上げます、最後から2行目になります、令和3年度の予算編成に際し、東京都の財政事情も大変に厳しいとは存じますが、財政支援等特段のご配慮を賜りますよう、都内21の国保組合の総意をもって要望とさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

○司会 ありがとうございます。

それでは、知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 3点のご要望をいただきました。まず1点目ですが、国保組合、区市町村国保の補完的な役割を果たされて、被保険者の健康を守る上でも大きな貢献をされておられます。被保険者の負担軽減、そして保険財政の健全化のために、国保組合に対する補助につきましては、引き続き実施をしまっている、これが1点目です。

2点目でございますが、特定健康診査、そして特定保健指導の事業に関してございま

すけれども、これにつきまして独自の補助を行っております。こちらについても引き続き実施をしまっているということでもあります。

3番目の基盤強化でございます。保険料の徴収、確保、そして被保険者の健康の保持や増進など、日頃から健全な事業運営にご尽力いただいておりますので、今後とも国民健康保険の仕組みの安定化に向けまして、都としての役割をしっかりと果たしていきたい、このように考えております。以上3点でございます。

○国民健康保険組合東京協議会（深沢幹事長） ありがとうございます。

○司会 ありがとうございます。それでは、そろそろお時間でございますので、本日はわざわざ都庁までお越しいただきまして、誠にありがとうございました。

○国民健康保険組合東京協議会（深沢幹事長） どうもありがとうございました。

（国民健康保険組合東京協議会 退室）

○司会 それでは、東京都食品衛生協会の皆様、よろしくお願いたします。

（東京都食品衛生協会 入室）

（要望書手交）

○司会 それでは、どうぞご着席ください。本日はありがとうございます。お待たせをいたしました。

それでは、早速ヒアリング、意見交換を始めさせていただきます。ご要望書はタブレットで拝見をしながら進めさせていただきたいと存じます。

それでは、冒頭、知事から一言お願いたします。

○小池知事 今日は都庁までお越しいただきまして、これ、でも毎年の恒例行事になりました。5回目になります。もう今日から12月ということでございます。そして、今回は、去年と全く様相が違うのは、やはりコロナがいろんな影響を与えているということでございます。

皆様方、食品衛生協会からしますと、今、HACCPの取扱い等々の食品の衛生管理の問題に取り組んでいただいているわけでございますけれども、コロナによる影響がそれを超えて、経営そのものに大きな影響を与えているというのが事実だろうと思います。

一方で、この衛生管理については、引き続き事業者向けの研修会の開催など、飲食店事業者の衛生管理の徹底にご尽力をいただきたいと存じますし、また、これからもやはり食文化というのが東京の魅力でございますので、そこを、今はコロナですけれども、ウィズコロナ、ポストコロナで栄えさせるということも極めて重要であります。

そういう意味で、今日、皆様方から現場のお声を聞かせていただいて、また予算編成に活かしていきたい、このように考えております。よろしくどうぞ。

○司会 よろしくお願いたします。

○東京都食品衛生協会（鵜飼会長） それでは、一言ご挨拶申し上げます。東京都の小池知事をはじめ、幹部の皆さん方には日頃より大変お世話になってます。また、今回の貴重なお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

何回もコロナの話が出ていますと思いますが、私どもも飲食業界、莫大なその影響を受けておるところでございます。当協会でございますが、行政、地域食協、業種団体との連携をさらに強化をいたしまして、この苦境を乗り越えてまいりたいと思っております。

また、東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、東京都と連携を図りながら、自主的衛生管理の普及啓発を中心として、食品衛生の自治指導員によります巡回指導活動の強化など、食の安全確保への取組に努めてまいり所存でございます。

そのために、東京都からのご支援を賜りたくご要望をさせていただきますので、格段のご理解、ご支援を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして、簡単でございますが、挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○司会 ありがとうございます。要望等についてお願いします。

○東京都食品衛生協会（石川専務理事） 食品衛生協会、石川でございます。

最初にウィズコロナ、ポストコロナの社会を見据えたということでお話がございましたので、今、会長が申し上げましたとおり、大変厳しい環境でございます。その中で、当協会は会員に対しまして、東京都が取りまとめた感染拡大防止ガイドライン、いわゆる新しい日常の定着に向けて周知を図るとともに、緊急事態宣言後に新たにテイクアウトを始めた会員に対しまして感染予防に加え、食中毒予防についても温度管理や時間管理等を徹底するよう指導を行うなど感染予防と営業活動の両立に向けた取組が定着するよう努めております。

しかし、当協会の会員の多くを占める小規模な飲食業は、お客様にその場で調理をして、それで飲食物を提供する営業でありますので、なかなかオンラインやテレワーク等の対策は物理的に取りにくい業態であります。また、キャッシュレスや手続の電子化などのデジタル化への取組については、経済的支援だけではなく、技術的支援が必要な会員が多数存在しておりますので、東京都にあつては、これらの支援を必要とする事業者に対して、適切に対応していただくよう、よろしくお願いをしたいというふうに思っています。

また、医療従事者の方、また東京都の皆様方、それから保健所の方々がコロナ禍に大変ご苦勞されていることに本当に感謝申し上げるとともに、我々業界が今やるべきことは、感染防止対策の徹底はもちろんのことですが、万が一にも食中毒を起こさないこと。今の状況で大きな食中毒を発生させたら、医療機関や保健所の方々にさらに負荷をかけてしまいますので、そのようなことがないように、業界に対して注意喚起をしてまいりたいというふうに思っています。その手段として、Zoomやユーチューブ、DVDなどを活用した新しい伝達方法を積極的に取り組んでおりますので、今後とも東京都さんのご支援を重ねてお願い申し上げたいというふうに思っております。

それでは、通常のご要望については、続けて。

○司会 続けて、お願いします。

○東京都食品衛生協会（武田常務理事） それでは、事業部門を担当しております武田でございます。私からは、令和3年度の東京都予算等に対する要望につきましてご説明をさ

させていただきます。

1と2につきましては、昨年同様となりますので、要点の説明とさせていただきます。はじめに、1の食品衛生教育等事業委託についてでございますが、食品衛生教育等事業の委託及び委託費について、必要額を確保されたいとなります。新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大し、食品業界におきましてもこの対応に苦慮してるところでございます。一方、食品衛生法が平成30年6月に改正され、経過期間を経て令和3年6月から完全施行となります。当協会では、これらを踏まえて、東京都をはじめとする行政庁のご指導をいただきながら、食品衛生自治指導員による巡回指導の強化や腸内病原微生物検査を実施するとともに、従事者教育講習会や業種別講習会などを開催して法律等の改正や食中毒予防対策など、最新情報の普及啓発に努めてまいります。

加えて、HACCP制度化に対応するため、食品衛生管理ファイルを作成し、全ての会員に配付して活用方法等の指導を引き続き実施してまいります。さらに、消費者に対しても、食品衛生街頭相談所の開設や消費者懇談会の開催などを通じて、的確な情報提供に努めるとともに、食の安全安心を確保するため、総合的に自主管理体制の確立に努めてまいります。

これらの事業の円滑な推進を図るため、令和3年度食品衛生教育等事業に関わる東京都からの委託について、特段のご高配を賜りたくお願い申し上げます。

次に、2の保菌者検索事業委託については、腸管出血性大腸菌O157、サルモネラの保菌者検索事業及びノロウイルス発生動向調査事業の委託及び委託費について必要額を確保されたいとなります。本文の5行目となります。保菌者検索事業及びノロウイルスの発生動向調査は、食中毒の予防対策として極めて有効であることから、令和3年度も当協会に対する事業委託について、引き続き特段のご高配を賜りたくお願い申し上げます。

3、HACCPによる衛生管理の義務化に対する指導についてでございます。平成30年に成立した食品衛生法の改正により、全ての食品等事業者にはHACCPによる衛生管理が義務づけられ、令和3年6月1日から全面的に施行されることとなります。協会といたしましては、HACCPの義務化について、衛生管理ファイルの作成をはじめ、積極的に普及啓発を行ってまいりましたが、食品業界の現況から、特に中小事業者における対応が遅れることが見込まれます。つきましては、今後も協会として中小事業者へのHACCP導入支援に努めてまいります。これら中小事業者におけるHACCP導入が遅れた場合であっても、直ちに行政処分を行うのではなく、まずは改善に向けた指導を行っていただく等、一定のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、食品衛生向上への取組に対する民間事業者活用についてでございます。2行目となります。新型コロナウイルス感染拡大の影響等によりテイクアウト等の多様な形態での食事提供が拡大していることから、営業施設に対する保健所の監視指導業務の増加が見込まれております。つきましては、営業施設等に対する技術的助言をはじめとする様々な支援等については、現状によるものに加え、民間の食品衛生指導機関も活用す



るなどして、効果的に進めるべきと考えますので、ご検討をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

少し長くなりましたが要望とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 ありがとうございます。すみません。

それでは、知事からお願いいたします。

○小池知事 それでは、私のほうから、2点。まず、食品衛生法の改正でHACCPが制度化されて、食品衛生管理の向上が、ますます期待をされているところでもあります。都といたしまして、皆様によります食品関係営業者の自主衛生管理の向上、そして従業員の健康管理などの積極的な取組が、円滑にできるように支援をしてまいりたいと考えてございます。

それから、保菌者の検索事業委託であります。食品衛生対策ですが、食の安全安心に直結するものでございます。都民の暮らしを支える重要な取組でございまして、食中毒の発生防止の観点から、引き続き皆様と連携しながら、しっかり対応を図ってまいりたいと考えております。

また、皆様方には、今、時短をお願いしているところで誠に恐縮ですが、これを早くコロナ対策を行うためにも、引き続きのご協力をよろしくお願いいたしますし、また、レインボーステッカーを貼っていただいて、まず宣言をしていただいて、自らの店の管理について明確に外に向かっておっしゃっていただくことの重要性、そしてまた、ほかのお店などについても指導していただくような形でお願いをしてきているところでございます。

年末年始ですから、本当は稼ぎどきもいいところでございますが、今、ここでどうやって抑えるかということは、これはもう皆さんとともに進めていかなければなりません。そこをご理解の上、少し上がればハンマー、楽しくいけばダンスとあって、ハンマー・アンド・ダンスということなんですけれども、今は残念ながらハンマーの時期に入ってしまったということです。ちなみに、昨日は70人重症者が出ているんですが、今日は8人減りまして62人と、非常に医療現場も頑張っているし、報告のされる曜日によって動きがたまっていたりとか、いろいろ波もございますけれど、何よりも皆様方のご協力あつてのことでございますので、改めてよろしくお願いいたします。私からは以上です。

○司会 ありがとうございます。

それでは、健康危機管理担当局長からお願いいたします。

○健康危機管理担当局長 では、私のほうからお答えさせていただきます。私のほうは3番目と4番目、答えさせていただきます。

まず、3番目のHACCPによる衛生管理の義務化による指導についてでございます。新型コロナウイルス感染症の影響により、事業者の皆様の負担が増している状況の中で、特に小規模事業者等の皆様には新しい衛生管理手法の導入が大きな負担とならないように、皆様と連携しながら作成しました現場で取り組みやすい普及啓発資材を活用しながら、円滑な導入を引き続き支援してまいりたいと考えております。また、対応が遅れております

事業者がいる場合でございますけれども、まず、改善のための指導を行ってまいりたいと考えております。

それから、4番目の食品衛生向上への取組に対する民間事業者の活用でございます。こちらにつきまして、食品衛生の向上には保健所を設置いたします区市に加えまして、食品衛生に関し専門的な知見を有します民間事業者の皆様とも一緒に取り組んでいくことが重要だと考えております。今後も様々な関係者と連携を図りながら、事業者の皆様の取組が円滑に進むよう支援してまいりたいと考えております。以上でございます。

○司会 ありがとうございます。

○東京都食品衛生協会（鶴飼会長） 別件で一つ、知事に御礼を申し上げることがございます。

実は、麺類のほうから私のところへ連絡がありまして、医療従事者に年越しそばを、1か所100食、10か所ございます、その10か所に、合計で1,000食を医療従事者の皆様に召し上がっていただくということ、それと、知事がプレゼンターをなさってくれることも伺っております。ひとつよろしく、どうぞお願いいたします。

○小池知事 ありがとうございます。

○東京都食品衛生協会（鶴飼会長） いえいえ、とんでもございません。よろしくどうぞお願いいたします。

○小池知事 ありがとうございます。

○司会 本日は都庁までお越しいただきまして、誠にありがとうございました。引き続きよろしくどうぞお願いいたします。

（東京都食品衛生協会 退室）

○司会 それでは、続きまして、東京都学童保育連絡協議会の皆様と三多摩学童保育連絡協議会の皆様でございます。お待たせいたしました。よろしくどうぞお願いいたします。

（東京都学童保育連絡協議会・三多摩学童保育連絡協議会 入室）

（要望書手交）

○司会 それでは、どうぞご着席ください。

それでは、早速、本日のヒアリング、意見交換を始めさせていただきたいと存じます。頂きましたご要望書につきましては、私ども、タブレットのほうで拝見をさせていただきながら進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、冒頭、知事から一言お願いいたします。

○小池知事 須田会長、別府会長、大変お待たせして恐縮でございます。今回、2回目となりますが、今日からもう12月、師走でございます。これからの政策立案、そして予算編成を行っていく上で、現場の声を伺わせていただくというものでございます。

また、日頃から学童保育の普及、発展、内容充実のための研究、指導員の質の向上に向けました情報発信、いろいろご尽力いただいておりますこと、改めて御礼を申し上げたいと存じます。

また、学童クラブでございますけれども、子供たちが安全安心に過ごせる居場所でございます。貴重な役割を担っていただいているということ、また、今回はコロナということで、感染防止対策やオンライン会議などの実施などもしておられるということでございますが、今、独り親、共働きの家庭が増えていることから、学童クラブを必要とする家庭がますます増えてくるかと存じます。そういう中で、安心して育児ができる環境を整えるということが必要でございます。

お話を伺うに当たりましては、ウィズコロナ、ポストコロナなども見据えたお話も伺えればと思います。よろしくお願いいたします。

○司会 それでは、早速、お願いいたします。

○東京都学童保育連絡協議会（福原事務局長） それでは、説明させていただきます。

まず、デジタル・トランスフォーメーションの実現についてですけども、こちらのほうは、なかなかそこまでは把握できていないんですけども、デジタル技術の活用ということに関して言えば、学童保育は人間同士の触れ合いを通して子供たちが成長していく、その放課後の生活の場なんですよ。ですから、子供同士ですか、子供と大人の関係という点では少し難しさがあるかなというふうに考えています。ただ、大人同士ですね、指導員と保護者、あと保護者同士、指導員同士という点では、今、大勢で集まるのが難しくなっておりますので、今だからこそ活用を考える、新しい活用の仕方があるかなというふうには考えています。

例えば学童保育の保護者会、保護者へ指導員の保育上の視座を伝えるですとか、例えば日々の子供たちの様子を保護者と伝え合うという大きな役割を担っているんですけども、そのための場が持てないということは学童保育の質に大きな影響がある。ただ、そこをリモートで行うということは一定のカバーができる可能性があるかなというふうに考えています。それと、指導員同士の学び合いです。これもリモート研修という形で、内容によっては可能であるので、我々も団体として試み始めているところではあります。

続きまして、お届けしてある要望書についてです。まず、東京の学童保育というのは、都の独自施策として1963年に都費によって補助をしたということから始まっています。国のほうは、児童福祉法上に、1998年によく事業として位置づけました。位置づけが事業なものですから、施設として位置づけられている保育所との違いの一つに、職員や施設についての基準が2014年度までなかったということがあります。

そして、自治体の義務についても努力義務にとどまってきたと。そのため、歴史的には自治体の判断等によって、その内容に地域差があるという状況があって、例えば子供の人数の大規模化の問題、それとか職員の処遇の問題というようなことを様々に抱えてきています。

現在は新型コロナの流行という終わり見えない状況ですので、学童保育の現場もこれまでに経験のない厳しい運営を強いられています。新型コロナの流行は、学童保育が社会で重要な役割を果たすことを改めて確認させた反面、その重要さに見合わない施策の弱さを

改めて浮き彫りにしています。

こうした動向も踏まえながら、今回の要望書のほうでは用意させていただいているんですが、新型コロナの流行を踏まえた要望が、東京都連協のほうでは2点目と5点目の(1)、8点目の(2)、それと10点目。それと、三多摩連絡協議会のほうの要望の1点目と3点目になります。今日は時間の制約もあるんで、このコロナの流行を踏まえて、最もお願いしたいお話だけさせていただければと思います。

今回の新型コロナの流行は、学童保育にとっては、施設の不十分さ、それと子供が安心して安全に過ごせる集団の規模の上限が守られていない大規模学童保育の存在。そして指導員の問題では、劣悪な処遇や継続的、安定的な勤務が確保されていない職場の存在、慢性的な人手不足など、学童保育施策の弱さが浮き彫りになりました。

こうした状況を踏まえて、我々がお願いしたいことは、学童保育にとってはもともと、先ほどお話ししたとおり、長い間課題ではあったことではあるのですが、まず、集団の規模の問題、これは国の奨励ではおおむね40人以下とされていますけども、東京の場合は、全児童対策事業との一体化をされてしまった区を含めて、集団の規模が守られていない学童保育も多数存在するという問題。

それと2点目が、集団の規模とは密接な関係にある施設の弱さの問題。

3点目に、職員の体制と処遇の問題。特にこの3点について、各区市町村の学童保育で改善が図られるよう、そして、新型コロナの流行下であっても、各区市町村の学童保育が放課後児童クラブ運営指針に示された役割を果たしていけるように、各区市町村へ強く働きかけていただきたいということをお願いしたいです。

それと、特に職員に関しては、国の奨励基準で、僅かに従うべき基準に位置づけられていた職員の資格と配置の基準が、今年4月から参酌基準にされてしまいました。ただ、国の基準が参酌化されても、区市町村の条例を必ずしも改正しなくてはいけないわけではありません。区市町村の基準が後退されるようなことがないように、東京都として働きかけさせていただくことをお願いしたいと思っております。要望に関しては以上です。

○司会 ありがとうございます。

それでは、まず、知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 私のほうから、まず、新型コロナウイルス感染症感染拡大を受けまして、国による緊急事態宣言が発出された中で、都からは学童クラブの実施規模の縮小、そして、必要な預かりを提供いただきたい、その旨を要請させていただきました。対応された現場の皆さんには改めて感謝を申し上げたいと存じます。

そして、感染防止のためには、各クラブに対しましてマスクの配布を行いました。そしてまた、学校の臨時休業などで学童クラブが午前中から開所するために必要な経費などに関しまして、国に上乗せをして補助をさせていただいたところでもあります。コロナ禍でそれぞれのクラブが直面した課題につきましては、学童クラブの質の確保、職員の処遇改善として、都としてもこれまで取り組んできたところでございます。

今日はまたご意見をいただいたところでございまして、これからも区市町村と一層連携しながら、必要な支援を実施していくということでもあります。私からは以上です。

○司会 ありがとうございます。

福祉保健局長からもお願いいたします。

○福祉保健局長 施設や職員の体制についてということで、質の確保の問題だと思っております。学童クラブの質の確保につきましては、都は、国が省令で基準を定める前から、お話にあったとおり、面積基準や常勤職員の配置など、独自の要件を定めた都型学童クラブ事業を実施してるところでございます。本事業の推進により、質の向上に取り組む区市町村を引き続き強力に支援してまいります。

それから、職員の処遇改善のお話もございました。都は、キャリアアップ処遇改善事業により、賃金改善に必要な費用の一部を区市町村に補助してるところでございます。本事業では、資質向上研修の受講を義務づけているところございまして、令和2年度からは、より多くの支援員が本研修を受講できるよう、都においても直接研修を開始したところございます。引き続き人材の確保、定着、体制の充実を図る区市町村を支援してまいります。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○司会 どうもありがとうございました。

本日、大変お待たせいたしました、本当に申し訳ございませんでした。今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。本日はありがとうございました。

（東京都学童保育連絡協議会・三多摩学童保育連絡協議会 退室）

○司会 それでは、東京養育家庭の会の皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

（東京養育家庭の会 入室）

（要望書手交）

○司会 ありがとうございます。それでは、どうぞご着席ください。お待たせいたしました。

それでは、早速、本日の意見交換を始めさせていただきたいと存じます。先ほど頂きましたご要望書につきましては、タブレットのほうで拝見をさせていただきながら進めさせていただきたいと存じます。

それでは、冒頭、知事から一言お願ひいたします。

○小池知事 大変お待たせして恐縮でございました。また、能登理事長をはじめとする皆様方、今回もヒアリングということで、政策の立案、予算編成を行っていく上で、皆様方の生の声をお聞かせいただきたいということです。また、里親制度におけます養育家庭中心とした社会的養護の必要な子供たちに対して、よりよい養育、養護の実践をしていただいております養育家庭制度の充実、そして地域社会での理解の増進など、幅広い取組にご尽力いただいていることに、改めて感謝を申し上げたいと思います。

今、アメリカのバイデン政権の閣僚などがどんどん発表されている中で、驚くことは、子供が7人、うち2人はハイチの子供たちとかですね、普通にそういうのがあるというの

は、もう文化の違いとか社会の考え方の違いを如実に表しているかというふうに思います。そういう中でも非常に、「さとぺん・ファミリー」として今回決定させていただいたのですが、里親の方への研修実施、交流会など様々な面からのご協力も皆様方にはいただいているところでございます。

コロナウイルスの関係もあろうかと思えますけれども、養育家庭や社会的養護の必要な子供たちのためにどういう取組が必要なのか、そういったお声を、短い時間で恐縮ではございますけれども、お聞かせいただければと存じます。よろしく願いいたします。

○司会 それでは、よろしく願いいたします。

○東京養育家庭の会（能登理事長） 小池都知事におかれましては、今コロナ禍でお忙しい中、お時間を取っていただきましてありがとうございます。養育家庭におきましても、コロナが出てから、早速いろいろ、マスクですとか、消毒液の手配をしていただきまして、里親としても非常に喜んでおります。ありがとうございます。

具体的な要望に関しましては、藤井のほうから申し上げさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○東京養育家庭の会（藤井参与） それでは、私のほうからご説明をさせていただきます。

初めに、前回のこの場で、知事に里親関係のイベントにぜひお越しいただきたいというふうにお願ひして、後ほど具体的にと申し上げておりましたのですが、その後、すぐにコロナになってしまいまして、とてもそういう状況ではなくなってしまいました。また、コロナ落ち着きましたら、改めてお願ひをさせていただきますと思いますので、その際にはまたよろしくお願ひいたします。

あと、冒頭、余計なことかも知れませんが、今般のコロナ対策全般に関しましては、知事ご自身、本当に先頭に立っていただいて、都民への様々な情報提供をきめ細かくやっていたり、あるいは国とも厳しく折衝をいただいたり、医療関係を含めてもろもろの対策、本当に迅速に講じていただきまして、私ども、都民としても、この場をお借りいたしまして、知事ご自身と、まさにこの間、不眠不休で頑張っていただいている都庁の関係幹部の皆さん、それから関係職員の皆さん、本当に感謝を申し上げる次第です。本当にお疲れさまでございます。

さて、コロナの関係は、要望書の順番ですと後ろに出てまいりますので後ほど申し上げるといたしまして、私どもの要望として、まず、お手元の要望書の中で、記の1のフォスタリング機関の関係ですけれども、これは今年度モデル事業を実施していただいております、ほかの地域にもだんだん広げていくような、そういう計画も立てていただいております、これ本当にありがとうございます。もう心から感謝を申し上げますので、引き続きこれよろしくお願ひをいたします。

今日は、要望書で申しますと、2番の児童相談所につきまして、都のほうでも毎年かなりの人を増やしていただいているんですけれども、まだまだ足りなくて、現場の職員の皆さんが、私どもから見ても本当に気の毒に見えるようなことは昨年も申し上げたところな

んですけれども。そこにも少し書いていますけど、児童福祉司が本当に子供一人一人をソーシャルワークで支えていくとすれば、1人当たりが担当する子供の数があまりにも多過ぎるんだと思うんですね。以前、私、アメリカのソーシャルワーカーに聞いてみたら、1人当たり大体30件ぐらいだと言っていました。分野は違うんですけれども、日本の介護保険とか障害福祉の、いわゆるケアマネですね、障害福祉ですと相談支援専門員というのがいるんですけれども、前回の報酬改定で、ケアマネ1人当たり35件を超えたら、事業者への報酬単価を減算するというような措置も入っています。要するに、やたらと件数増やして収入を得ようとするようなケアマネ事業者がだんだん増えてきたからなんですね。

私は、介護とか障害よりも、むしろ子供のソーシャルワークのほうがずっと難しいというふうに思いますので、やはり1人100件とか、それ以上案件を持っていたら、ちゃんとしたソーシャルワークはもうできるはずないなというふうに正直思うんです。それで、国のほうも、ご案内のように、フォスタリング機関を民間に委託するとか、あるいは、実は私も、これ個人的になんですけども、全国ベースのある意味では制度改正のような議論もいろんな仲間としていて、今の児相の業務のもっと大きな部分を民間活用でやれないかというような議論もしているところなんです。

今日ここで少しお願いをしておきたいのは、知事、よくご理解いただいて余計なことかもしれないんですけども、財政の皆さんもいらっしゃいますので、そうやってフォスタリング機関をはじめとして民間の活用が進んでも、その分、児童相談所の定員を削ったりしないで、むしろそれでもなお増やさなければならぬということ、ぜひお願いしたいと思います。私の拙い行政経験からしますと、一般的に自治体も民間活用で人が減らせるというふうに考えがちだと思います。これは、霞が関も同じなんですけれども。私が厚労省の担当課長だった十数年前から、厚労省は民間の活用を推進しようとしてきたんですけど、なかなか進まなかったんですね。そこは定員管理的な考え方というか事情もあったんだろうなというふうに思うわけです。

でも、児相は全くそういう状況にないといえますか、これもご案内のように、90年代の後半ぐらいからですよ、児童虐待で子供のニーズが急増するに併せまして、これも全国的にどこでもそうですが、もう二十数年来、全く体制整備が追いついてこなかったわけです。さすがにもう不幸な事件を起こさないためにも、昨年度の都の専門部会で私も結構厳しいことも言わせていただきましたけれども、現場では、あからさまにならないような問題もたくさん起こっているわけです。児相の体制の整備は、本当にぜひとも、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

それから、あと、コロナの関係ですけども、3番の教育保障の中に、タブレットも含めた通信教育のお願いがありましたけれども、これもタブレットはもう既に都のほうでカバーをしていただいております。それから、4番に書いてあるマスクも含めて、先ほど理事長からもおっしゃっていただきましたけれども、これも本当にありがとうございました。感謝を申し上げます。

最後に、要望書で申しますと、4の（2）のところで、私ども里親家庭の中で、里父とか里母が感染するとか、あるいは一般家庭でも、両親とも感染して入院したような場合は、通常であれば、私ども里親に一時的に子供を委託することになるんだと思うのですが、そういうときに、どこに、どんな手順で、検査なんかも含めて委託されていくのか、その整理が必要じゃないかと思っておりますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思っております。以上です。

○司会 ありがとうございます。

それでは、まず、知事からお願いします。

○小池知事 幾つかご要望をいただいております中で、私のほうから2点、お伝えさせていただきます。

まず、東京都社会的養育推進計画に関連して、フォスタリング機関の事業について、今年の10月から多摩の児童相談所の所管の地域で、児童養護施設などの運営をする民間事業者に委託をしまして、モデル実施を開始したところであります。今後、モデル実施の評価であるとか検証を行いまして、令和6年度までに、都の全ての児童相談所での実施を目指す考えでございます、一貫性、継続性のある里親支援体制を構築していくことを考えております。

それから、抜本的体制強化のご要望でございますが、これについては児童相談所の体制強化について、大変深刻化する児童虐待に迅速かつ的確に対応するというところで、児童福祉司、児童心理司などの増員を図るとともに、人材育成を担う専門課長の配置を行うなど、体制強化を図っております。引き続き、児童相談所職員の確保や育成に努めていきたいと考えております。私からは以上です。

○司会 それでは、福祉保健局長からお願いします。

○福祉保健局長 私からも児童相談所の体制強化について申し上げます。

専門職員の採用を飛躍的に増やすというお話をいただきました。専門職の採用につきましては、今年度は児童福祉司を35名、心理司を23名増員したところでございます。採用に当たっては、専門的な知識や経験を有する人材を一定期間任用する任期付職員採用制度や、民間経験者を採用するキャリア活用採用制度など様々な採用制度を活用しているところでございます。引き続き体制の強化をしっかりと図ってまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

あと、児童相談所の里親支援の在り方についてお話がございましたが、今後、フォスタリング機関事業の成果を検証する中で、フォスタリング機関や里親支援専門相談員との役割分担等も含めて改めて検討してまいりますので、ご協力よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○司会 ありがとうございます。それでは、大変お待たせしまして申し訳ございませんでした。今日はわざわざ都庁までお越しいただきまして、誠にありがとうございました。今後ともよろしくお願いたします。



（東京養育家庭の会 退室）